

沖縄県高等学校等奨学のための給付金（新入生用）

（返還不要）

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

通常の申請時期は7月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部給付（4～6月分）を行います。

<一部給付の支給要件>

4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 保護者等（親権者）の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税（家計急変の場合は非課税相当）または生活保護受給世帯
- (2) 保護者等（親権者）が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している

保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。



○支給予定額（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

世帯状況		4～6月分	7～3月分	合計額
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）※家計急変は除く		8,075 円	24,225 円	32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	35,925 円	107,775 円	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	12,625 円	37,875 円	50,500 円

※ 7～3月分は、7月の申請により振り込みます（再申請が必要）。

○提出書類

- ①高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式1）
 - ②令和6年度（所得）課税証明書又は生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
 - ③債権・債務者登録申出書（別添様式） ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
 - ④振込口座の通帳の写し
 - ⑤委任状（給付金の代理受領等を委任する場合のみ）（様式8）
 - ⑥同意書（就学支援制度の関係書類を利用することについて同意した場合）
- ※家計急変については、⑦～⑨についても提出ください。

⑦保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

⑧家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書（写可）
【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等
営業所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書（写可）
【家計急変後の収入】税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

⑨保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養親族分の健康保険証（資格確認書）の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書（全項目証明書）

※定年退職などは、家計急変の対象となりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

○問い合わせ先 西原高等学校 事務室 担当者 金城・平良 TEL：098-945-5418